

告 示

埼玉県告示第百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、児玉郡上里町上里土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和七年三月十七日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

埼玉県知事 大野元裕

一 縦覧期間

令和七年三月二十五日から令和七年四月二十二日まで

二 縦覧場所

- 本庄市役所
- 上里町役場
- 神川町役場
- 各市町が管理するホームページ